

## 株式移転に係る事後開示書類

(会社法第811条第1項および会社法第815条第3項  
ならびに会社法施行規則第210条に基づく開示書類)

2021年10月1日

株式会社一家ホールディングス  
株式会社一家ダイニングプロジェクト

2021年10月1日

## 株式移転に係る事後開示書類

千葉県市川市八幡二丁目5番6号  
株式会社一家ホールディングス  
代表取締役社長 武長 太郎

千葉県市川市八幡二丁目5番6号  
株式会社一家ダイニングプロジェクト  
代表取締役社長 武長 太郎

株式会社一家ダイニングプロジェクト（以下「一家ダイニングプロジェクト」といいます。）は、2021年6月24日開催の定時株主総会においてご承認いただきました株式移転計画に基づき、2021年10月1日をもって、株式移転設立完全親会社である株式会社一家ホールディングス（以下「一家ホールディングス」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に際して、会社法第811条第1項第2号および第815条第3項第3号ならびに会社法施行規則第210条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転が効力を生じた日

2021年10月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止めを請求した株主はおりませんでした。

3. 会社法第806条、第808条および第810条の規定による手続の経過

一家ダイニングプロジェクトは、会社法第806条第3項、第4項および社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により、2021年6月26日付で、一家ダイニングプロジェクトの株主に対し、本株式移転をする旨ならびに株式移転完全子会社である一家ダイニングプロジェクトおよび株式移転設立完全親会社である一家ホールディングス

の商号および住所を電子公告により公告いたしました。が、会社法第806条第1項の規定に基づき株式の買取の請求をした株主はおりませんでした。

また、一家ダイニングプロジェクトは、会社法第808条第3項および第4項の規定により、2021年6月26日付で一家ダイニングプロジェクトの新株予約権者に対し、本株式移転をする旨および株式移転設立完全親会社である一家ホールディングスの商号および住所を電子公告により公告いたしました。もっとも、会社法第808条第1項の規定に基づき新株予約権の買取の請求をしようとする新株予約権者は存在しないため、同請求をした新株予約権者はおりませんでした。

なお、本株式移転において会社法第810条の規定による手続については、該当事項はありません。

4. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式数  
一家ダイニングプロジェクト 普通株式 6,657,000株

5. その他株式移転に関する重要な事項

- (1) 一家ホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時における一家ダイニングプロジェクトの株主に対し、その保有する一家ダイニングプロジェクトの普通株式1株につき、一家ホールディングスの普通株式1株の割合をもって割当交付いたしました。
- (2) 一家ホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生じた日の前日の最終時における一家ダイニングプロジェクトの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者に対し、一家ダイニングプロジェクト第1回新株予約権1個につき一家ホールディングスの第1回新株予約権1個、一家ダイニングプロジェクト第2回新株予約権1個につき一家ホールディングスの第2回新株予約権1個、一家ダイニングプロジェクト第3回新株予約権1個につき一家ホールディングスの第3回新株予約権1個、一家ダイニングプロジェクト第4回新株予約権1個につき一家ホールディングスの第4回新株予約権1個、一家ダイニングプロジェクト第5回新株予約権1個につき、一家ホールディングスの第5回新株予約権1個の割合をもって、一家ホールディングスの新株予約権をそれぞれ割当交付しました。
- (3) 一家ホールディングス設立時の資本金および準備金に関する事項は以下のとおりです。
  - ①資本金の額：5,000万円
  - ②資本準備金の額：0円
  - ③利益準備金の額：0円

(4) 一家ダイニングプロジェクトの普通株式は、2021年9月29日をもって、東京証券取引所市場第一部において上場廃止となり、一家ホールディングスの普通株式は、2021年10月1日をもって東京証券取引所市場第一部において新規上場いたしました。

以上